

千葉県女性農業委員の会 会則

(名称)

第1条 この会は、千葉県女性農業委員の会という。

(組織)

第2条 この会は、千葉県内の女性の農業委員と農地利用最適化推進委員をもって組織する。

(目的)

第3条 この会は、女性農業委員等の連携によって農業委員会活動を強化し、活力ある農業・農村の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は前述の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の資質向上に関する事項
 - (2) 会員相互の連携強化や親睦に関する事項
 - (3) その他この会の目的達成のために必要な事項
- 2 上記事業を実施するにあたり、県域及び県内 5 ブロックでの運営を行う。ブロックとは、「千葉・東葛飾」、「君津・安房」、「長生・夷隅」、「山武・海匝」、「香取・印旛」の 5 ブロックとする。

(役員)

第5条 この会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1 人
 - (2) 会長代理 1 人
 - (3) 副会長 3 人
- 2 役員は、各ブロックより選出された候補者の中から互選により選出する。

(役員任期)

第6条 役員任期は 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員が出た場合は、その残任期間について、新しい候補者を含め役員会にて協議する。

(役員職務)

第7条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

- 2 会長代理は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代行する。
- 3 副会長は、会長、会長代理とともに、会の運営に協力する。

(会議)

第8条 県域での会議等は毎年 1 回以上開催し、会長が招集する。また、各ブロックでの会議については別紙・開催方針の通りとする。

(経費)

第9条 活動に必要な経費が生じた場合は、会員がその都度負担するものとする。

(庶務)

第10条 この会の事務局は、一般社団法人 千葉県農業会議におく。

(附則)

- 1 平成 16 年(2004 年)3 月 24 日から施行する。
- 2 平成 23 年(2011 年)8 月 30 日に改正を行う。(第 10 条 事務局が県より農業会議)
- 3 平成 28 年(2016 年)4 月 1 日に改正を行う。(第 2 条 農地利用最適化推進委員を追加)
- 4 令和元年(2019 年)8 月 5 日に改正を行う。
(第 4、5 条 ブロック研修会を追加、役員構成を変更)
- 5 令和 3 年(2021 年)3 月 18 日に改正を行う。(第 6 条 役員欠員の扱いについて)

千葉県女性農業委員の会 ブロック別会議の開催方針

2019年8月

<趣旨>

- ・「千葉県女性農業委員の会」の会員（千葉県内の女性農業委員、農地利用最適化推進委員）の連携強化を図るために、ブロックごとに会議を行う。
- ・ブロックは、「千葉・東葛飾」、「君津・安房」、「長生・夷隅」、「山武・海匝」、「香取・印旛」の5ブロックとする。
- ・ブロック会議は、年1回程度開催し、県の役員候補者を選出する。

<開催方法>

1. 各ブロックごとに企画の検討、決定。
2. 千葉県農業会議より、各農業委員会へ開催通知の発送。おおむね、開催の1週間前までに出席者のとりまとめ。
3. 各ブロックで会議を開催。
4. 後日、会議概要（別紙様式）を千葉県農業会議に提出。

<その他>

- ・会議費用については、基本的に参加者個人負担とする。
- ・講師の依頼など公文書が必要な場合は、「千葉県女性農業委員の会」で発出する。